

NO. 114 2020. 12. 1



# 労働徳島

発行 徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課  
 徳島市万代町1丁目1番地  
 電話 088-621-2346 ファクシミリ 088-621-2852  
 県ホームページ <https://www.pref.tokushima.jp/>



## とくしまスマートライフ宣言！

### 「新しい生活様式」を取り入れた「感染症に強い徳島」づくり

県民・事業者の皆様におかれましては、この宣言にあるようなスマートライフの実践に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

1	<b>3密を徹底的に回避します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける</li> <li>• 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける</li> <li>• こまめに換気する</li> </ul>	
2	<b>日常的に感染防止を心がけます</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 発熱などの症状がある場合は療養する</li> <li>• 症状がなくてもマスク着用を推進する</li> <li>• 手洗いや手指の消毒の徹底、手の触れる場所の消毒をする</li> <li>• 共用する物品などを最小化する</li> </ul>	
3	<b>施設・設備の安全を確保します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 感染拡大防止ガイドラインを実践する</li> <li>• 入口等に消毒設備を設置する</li> <li>• 対面場所には透明カーテンなどを設ける</li> <li>• 換気と消毒を徹底する</li> </ul>	
4	<b>段階的に社会経済活動を引き上げます</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 感染が流行している地域への往来は控える</li> <li>• 公的機関が発信する情報を参考に行動する</li> </ul>	
5	<b>新しい働き方に向け努力します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 在宅勤務やオンライン会議を推進する</li> </ul>	

### 「WITH・コロナ時代」のスマートライフを応援します

「新しい生活様式」を我がものとするための応援事業を積極展開！

- 新しい生活様式の確立 ～スマートライフの呼びかけと実践～
- 業と雇用を守る ～あらゆる事業者へのハード・ソフトの支援～
- 暮らしと命を守る ～誰一人取り残さない医療・福祉の安定～
- 学びを支える ～未来教育の展開～
- 徳島の魅力アップ ～都市部から徳島へ～

業を  
生み出す

人の  
活動を  
盛んにする



#### 労働徳島 NO. 114 主な内容

とくしまスマートライフ宣言！	1	子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できます②	5
徳島県はぐくみ支援企業認証制度について	2	とくしま働き方フォーラム	6
合同労働相談会・外国人労働者向けの労働相談・社労士会セミナー	3	とくしま親なびげーたーを派遣します	7
子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できます①	4	徳島県最低賃金のお知らせ	8

# 徳島県はぐくみ支援企業を認証しました！

## 徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。  
 認証を受けた企業等は、令和2年1月16日現在で251社（団体）となりました。

## 最近の認証企業等一覧

新たに認証された子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組まれている企業です。

企業名	業種	企業名	業種
株式会社ふじや	飲食業	徳島製粉株式会社	食料品製造業
株式会社山城しんこう	観光業	にしき運送株式会社	道路貨物運送業
株式会社マイオール	一般労働者派遣事業	株式会社鶴岡工業	管工事業
株式会社 S. G. Works	福祉用具、販売、レンタル、リフォーム	理容たけうち	理容業
丸善商事株式会社	石油製品卸・小売業	合同会社たけのこ	社会福祉
株式会社徳島共和薬品	医薬品販売業		

優れた取組の認証企業には、県表彰を行い、HP等で紹介しています。  
 はぐくみ支援企業の認証を取得して、イメージアップをしてみませんか？

### 応募方法

次の書類を、県労働雇用戦略課まで御提出ください。郵送、持参、電子申請いずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業認証申込書 ● 「一般事業主行動計画」の写し（労働局の受理印のあるもの）
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（労働局の受理印のあるもの）

申込書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。



### ▼ ご応募・お問い合わせ先 ▼

〒770-8570 徳島市万代町 1-1  
 徳島県商工労働観光部  
 労働雇用戦略課 働き方改革担当

TEL : 088-621-2344  
 FAX : 088-621-2852

郵送 OK

持参 OK

電子申請 OK

### INFORMATION

働くみんなに、大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

## 中退共

CHU 小企業 退職金 共済制度 KYO

安全

国の制度だから安心  
新規加入や掛金を増額する場合、  
掛金の一部を国が補助します。

有利

掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単  
給付状況や退職金計算額を  
専業主婦さんにお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。 中退共 検索

中退共 (独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
 TEL.03-6907-1234 FAX.03-6955-8211

## INFO

**相談無料 「合同労働相談会」を実施します！**

徳島県内において、個別労働関係紛争の解決に向けた業務を行う関係機関による「合同労働相談会」を実施します。

- 日時 令和2年12月12日(土) 午後1時から午後4時30分まで  
(受付 午後0時45分から午後4時まで)
- 場所 徳島市シビックセンター4階 [アミコビル内] (徳島市元町1-24)
- 内容 コロナ関連の労使トラブル 嫌がらせ 解雇 賃金・残業代未払 配置転換  
※当日会場で受け付けいたしますが、事前予約のある方を優先いたします。
- 事前予約 徳島県労働委員会事務局 労働相談ダイヤル 電話088-621-3234  
(令和2年12月11日(金) 午後3時まで)

【参加機関】 徳島県社会保険労務士会、徳島労働局、徳島県労働委員会、徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課

【協力機関】 法テラス徳島

お気軽に  
ご相談ください

## INFO

**外国人労働者向けの労働相談を実施しています！**

外国人労働者向けの労働相談を実施しています。賃金や労働時間に関すること等、労働問題全般が対象です。遠隔通訳システムが利用できますので、お気軽に来所又はお電話ください。

- 実施日時 毎週水曜日、午後1時から午後5時(年末年始は除く)
- 実施機関 徳島県(すだちくんハローワーク労働相談窓口)
- 実施場所 公益社団法人 徳島県労働者福祉協議会(徳島県労働福祉会館2階)  
徳島市昭和町3丁目35-1
- 電話番号 080-6379-7214(電話代は自己負担となります)



English



简体中文

## INFO

**【Beyond CORONA】社労士会セミナー動画を作成しました！**

徳島県と徳島県社会保険労務士会の共同開催により、社労士会セミナーとして動画を3本作成しました。是非ご覧ください。

- 撮影場所 徳島県庁10階 TOKUSHIMA AWorking AI
- 内容
  - ①「従業員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応」  
講師 玄番社会保険労務士事務所 社会保険労務士 玄番芳江
  - ②「新型コロナ感染症にかかる助成金」  
講師 古里社会保険労務士事務所 社会保険労務士 古里健一
  - ③「コロナ後の新しい時代の働き方～テレワークで成長する企業に～」  
講師 つちはし社会保険労務士事務所 社会保険労務士 土橋秀美



事業主の皆さまへ

# 子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得できるようになります！

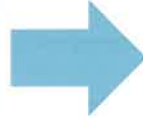
(施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得できるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**

## <改正のポイント>

改正前

- ・ **半日単位**での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・ **時間単位**での取得が可能
- ・ **全ての労働者が取得**できる

- ☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
- ☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
  - ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
  - ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

就業規則の規定例（子の看護休暇の場合） ※ 介護休暇も同様の改定が必要です。

### 第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、**時間単位**で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

### <労使協定を締結する際の注意点>

☞ 子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。困難な業務の範囲は、労使で十分に話し合ってお決めください。

詳細は、ホームページをご覧ください。



(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

※ 労使協定により時間単位での休暇取得ができないこととなった労働者であっても、引き続き半日単位での休暇取得を認めるように配慮をお願いします。

### <両立支援等助成金について>

時間単位で利用できる**有給**の子の看護休暇制度や介護休暇制度を導入し、休暇を取得した労働者が生じたなど要件を満たした事業主には、**両立支援等助成金が支給されます。**

両立支援等助成金 厚生労働省



(URL) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

育児・介護休業法や両立支援等助成金に関するお問い合わせは、  
**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ**

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

とくしまテレワーク講座修了式 &  
テレワーク導入モデル企業成果発表会

# フォーラム

テレワークの「徳島モデル」を考える

# 働き方

「ニューノーマル時代の柔軟な働き方」

# とくしま

参加無料  
事前申込が必要です  
お申込はこちらから！



日時 **2021.2.16 TUE 11:00~**

場所 **ザ・パシフィックハーバー** (徳島市中洲町3丁目5-10)

H P | <https://telework-portal.jp/#event2021>

## 澤円氏 特別講演!! | 13:30 「COVID-19 時代を乗り切るマインドセット」

『プレゼンの神』として講演依頼の絶えない澤円(さわ まどか)氏が「とくしま働き方フォーラム」に登壇決定。新型コロナウイルスの流行拡大を受け、個人でも企業でも柔軟な働き方への対応は避けて通ることができない課題となっています。コロナショックというピンチをどうこれからに生かすのか？ニューノーマル時代の徳島らしい働き方について、考えてみませんか。

### ●イベントプログラム

在宅ワークマッチング | 11:00~13:00

県内在宅ワーカーにお仕事を出したい企業と在宅ワーカーのマッチングの場を設けます。徳島県の講座を受講した自営型テレワーカーの方が対象です。

開会挨拶・とくしまテレワーク講座修了式 | 13:00~13:30

新しい働き方を実現できる徳島を目指し、テレワークについて総合的に学ぶ「とくしまテレワーク講座」の本年度修了証書授与式を開催します。

特別講演 | 13:30~14:30

## 澤円氏による特別講演

目まぐるしく変化する時代の中で、より柔軟に自分らしく働くには？  
プレゼンの神・澤円氏に最新の働き方改革についてうかがいます。

成果発表会 | 14:45~

## テレワーク導入モデル企業成果発表

テレワーク導入をきっかけとして働き方改革を進めた県内企業の成果をシェアします。※終了後は17:30までネットワーキングタイムとします。



## 澤円 | Madoka Sawa

株式会社圓窓 代表取締役、琉球大学 客員教授。元・日本マイクロソフト株式会社 業務執行役員。(2020年8月に退社)  
働き方改革やサイバーセキュリティ、最新テクノロジーの啓もう活動を行っている。年間300回近くのプレゼンをおこなすスペシャリストとしても知られる。著書に「マイクロソフト伝説マネジャーの世界 No.1 プレゼン術」「あたりまえを疑え。自己実現できる働き方のヒント」「個人力やりたいことにわがままになるニューノーマルの働き方」など。

主催 徳島県、テレワークセンター徳島 お問合せ先 | テレワークセンター徳島 (10:00~17:00 ※土日祝除く)  
住所 | 〒770-0053 徳島県徳島市南島田町2丁目25番地 (旧徳島テクノスクール理美容科棟 2F)  
TEL | 090-3187-9845 MAIL | [info@tokushima-telework.jp](mailto:info@tokushima-telework.jp) URL | <https://www.tokushima-telework.jp/>

# 「とくしま親なびげーたー」を派遣します！

徳島県教育委員会では、企業やPTAの研修会などにおいて、家庭教育に関するテーマを楽しく学び合える参加体験型のワークショップを進行するファシリテーター「とくしま親なびげーたー」を派遣しています。お気軽に下記担当までご相談ください。

企業内での家庭教育研修  
にご活用ください。

## 主なワークショッププログラム

### 乳幼児から就学前の保護者対象の例



- ★家族をつなぐ絵本の話
- ★子供への言葉かけを考えましょう

### 小学生の保護者対象の例



- ★早寝・早起き・朝ごはんで作る生活リズム
- ★子供に自信をつけるほめ方

### 中学生の保護者対象の例



- ★〇〇家「ケータイ・スマホ」の約束事！
- ★わが子のイライラ、どうするの？

27  
の  
テーマを  
用意！

### すべての保護者対象の例



- ★賢い消費者になろう！
- ★子育てストレス発散法

挿 絵 徳島県立名西高等学校 芸術科美術 生徒作品

★他のプログラムとその内容については、徳島県教育委員会生涯学習課までお問い合わせください★

- ワークショップのプログラム（1テーマ）は、概ね60分で構成されています。
- 1研修につき20～30名を想定しています。（大人数にも対応可能です。）
- 複数の「とくしま親なびげーたー」の派遣も可能です。
- 上記のプログラム以外にも、希望に添ったワークショップをご提案します。

お問い合わせ

**徳島県教育委員会 生涯学習課** 学校・家庭・地域連携担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

**TEL. 088-621-3148 FAX. 088-621-2884**

E-mail. syougaiyakusyuuuka@pref.tokushima.jp

# 徳島県の最低賃金



## 徳島県最低賃金

令和2年10月4日から

# 796

時間額

円

徳島県最低賃金は、県内で働く全ての労働者に適用されます。

## 特定最低賃金

下記の産業には特定最低賃金が適用されます。

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者	効力発生日
造作材・合板・ 建築用組立材料 製 造 業	875	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束、包装、箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務 (4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者	令和2年 12月21日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製 造 業	928	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	
電子部品・デバイス・電子回路 電気機械器具、 情報通信機械器具 製 造 業	888	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者	

### ご利用ください「業務改善助成金」

「業務改善助成金」は、中小企業事業主が、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部(最大450万円)を助成する制度です。

※事業場内最低賃金が時間額796円以上826円以下、かつ、事業場規模100人以下が対象

### 専門家による無料相談

賃金引上げにお悩みの方、業務改善助成金の利用や労務管理全般に関するお問い合わせは、徳島働き方改革推進支援センターにご相談ください。社会保険労務士がワンストップで相談に対応します。

### お問い合わせ・ご相談

- 最低賃金は 徳島労働局労働基準部賃金室 (Tel 088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署へ
- 業務改善助成金は 徳島労働局雇用環境・均等室 (Tel 088-652-2718) 又は 徳島働き方改革推進支援センター (Tel 0120-967-951)へ